

医福審一老・介合同
11.12.6 074

平成11年3月

介護報酬に関する実態調査結果の概況（速報）

本速報は、介護報酬に関する実態調査結果について、暫定的にとりまとめたものであり、今後のデータの精査等によって変動があり得るものである。

介護報酬に関する実態調査の概要

【調査の目的】

介護保険法では、介護報酬は各々のサービスの平均的費用の額を勘案して設定することとしていることから、この調査では、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的としている。

【調査の内容】

○介護保険の対象となるサービスについての費用及び費用の積算に必要なサービスの実施状況の調査を行う。

○具体的には、施設サービスについては、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、サービス利用者の状況等の調査を行い、在宅サービスについては事業の概要、事業における収支の状況、従事者の人員及び給与、サービス利用者の状況等の調査を行う。

【調査の対象】

○介護保険サービスの対象となる下記の施設・事業者のうち、抽出により施設・事業者等を対象とする。

(1) 医療系サービス

- ①老人保健施設
- ②療養型病床群等を持つ医療機関（病院）
- ③療養型病床群を持つ医療機関（診療所）
- ④老人性痴呆疾患療養棟を持つ病院
- ⑤通所リハビリテーション（老人デイ・ケア等）を行っている医療機関

(2) 福祉系サービス

- ①特別養護老人ホーム等を行っている社会福祉法人等
- ②在宅サービス（短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム））を行っている社会福祉協議会等
- ③在宅サービス（訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護）を行っている民間企業
- ④特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）を行っている民間事業者

【調査の客体及び抽出方法】

- 上記で示した医療系サービス及び福祉系サービスについて次の方法により、抽出した施設・事業者を調査客体とする。
- ア 層化無作為抽出法による
- イ 層化は、全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類し、この区分によって行う。
- ウ 医療系サービスについては、老人保健施設、療養型病床群を持つ病院及び診療所、老人性痴呆疾患療養病棟を持つ病院、通所リハビリテーション（老人デイ・ケア等）を行っている医療機関について原則1／3の抽出とする。
調査対象が少数の老人性痴呆疾患療養病棟を持つ病院は全数調査で行う。
- エ 福祉系サービスについては次の方法で抽出を行う。
- ①特別養護老人ホーム等を有する社会福祉法人・地方公共団体・一部事務組合・社会福祉事業団等を、開設主体ごとに層化無作為抽出し、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム）、特定施設入所者生活介護（ケアハウス）、本部会計の調査票を送付する。
抽出率は1／3とする。
- ②全国の市町村（3,255）における社会福祉協議会を層化無作為抽出し、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム）の調査票を送付する。
抽出率は1／3とする。
- ③特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）については（社）全国有料老人ホーム協会作成の名簿より1／3抽出で行う。
- ④民間サービスの行う訪問介護（ホームヘルプサービス）及び訪問入浴介護については、日本在宅サービス事業者協会会員の名簿より全数調査で行う。

【調査の時期】

- 平成11年3月の1月間又は平成10年度の1年間について行う。

【調査の方法】

- 調査は郵送にて行い、調査票の記入は、施設の管理者等の自計申告の方式による。

【結果の公表】

- 調査の結果については、医療保険福祉審議会介護給付費部会の議を経て公表する。

調査結果の概要 (速報) ~施設編~

I 調査施設数、回収数及び有効回答数答の状況

調査票送付・回収・集計状況

	調査施設数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1 特別養護老人ホーム調査票	1,358	1,140	83.9%	811	59.7%
2 老人保健施設調査票	1,043	945	90.6%	732	70.2%
3 療養型病床群等・病院調査票	1,083	731	67.5%	629	58.1%
4 療養型病床群等・診療所調査票	634	278	43.8%	135	21.3%

II 各施設の状況

1 特別養護老人ホーム

(1) 入所定員

1 施設当たりの入所定員は、68.6人である。

併設のショートステイの利用定員は、5.5人である。

(2) 定員に対する利用率

1 施設当たりの年間の利用率を見ると、98.6%である。

(入所中に医療機関に入院する者を勘案すると実際の利用率は94.0%となる。)

(3) 従業者数

入所定員100人当たりの総従事者数は、常勤と非常勤(常勤換算)を合わせて46.9人である。そのうち、介護職員数は27.7人、看護職員数は4.2人である。

(4) 収支状況(1施設当たり)

①収支差は、現行の会計処理上0となるが、翌年度等へ繰り越される当期繰越金や引当金の総収入に対する割合を見ると次のようになる。

・当期繰越金： 1.3%

・当期繰越金+引当金戻入・繰入： 3.2%

②現行の会計処理上、減価償却にあたる費用は明確にされていないが、建物等の償還費用の一部に充当している繰入金支出を見ると総収入に対し、1.4%となっている。

③総支出に対する人件費割合は、62.7%となっている。

④地方公共団体の単独加算については、平均1,064千円(月額)であり、総収入の4.7%となっている。

2 老人保健施設

(1) 入所定員

1 施設当たりの入所定員は 89.6 床である。

(2) 定員に対する利用率

1 施設当たりの平成 11 年 3 月中の定員に対する利用率は 93.6 % である。

(3) 従事者数

定員 100 人当たり総従事者数は、常勤と非常勤（常勤換算）を合わせて 58.8 人である。そのうち、看護職員数は 11.1 人、介護職員数は 33.2 人である。

(4) 収支状況（1 施設当たり）

調査時点平成 11 年 3 月における施設事業収支差額の施設事業収益合計に対する割合は 8.0 % であり、平成 9 年医療経済実態調査では 6.7 % であることから、1.3 ポイント増加している。

経常利益の施設事業収益合計に対する割合は 2.8 % であり、平成 9 年医療経済実態調査では 1.3 % であることから、1.5 ポイント増加している。

総収支差額の施設事業収益合計に対する割合は 3.5 % であり、平成 9 年医療経済実態調査では 2.4 % であることから、1.1 ポイント増加している。

減価償却費の施設事業収益合計に対する割合は 10.5 % で、平成 9 年医療経済実態調査では 11.4 % あり、0.9 ポイント減少している。

給与費の施設事業収益合計に対する割合は、49.3 % であり、平成 9 年医療経済実態調査では 50.5 % あり、1.2 ポイント減少している。

3 療養型病床群等を有する病院

(1) 病床数

1 病院当たりの病床数は病院総数で見ると 167.8、療養型病床群 60 % 以上の病院で見ると 127.3 である。

(2) 病床稼働率

平成 11 年 3 月中の 1 病院当たりの病床稼働率は、病院総数で見ると 91.5 %、療養型病床群 60 % 以上の病院で見ると 93.3 % である。

(3) 従事者数

100床当たり総従事者数は、常勤と非常勤（常勤換算）を合わせて、病院総数で89.4人、療養型病床群60%以上の病院では87.4人である。そのうち、看護職員数は病院総数では32.8人、療養型病床群60%以上の病院では29.8人である。また、看護補助職員数は病院総数では22.8人、療養型病床群60%以上の病院では27.2人である。

(4) 収支状況（1病院当たり）

調査時点平成11年3月における医業収支差額の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、7.4%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、医業収支差額の医業収入合計に対する割合は10.1%で、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上の病院が5.1%であり、5.0ポイント増加している。

経常利益の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、5.1%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、経常利益の医業収入合計に対する割合は7.4%で、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上の病院が4.3%であり、3.1ポイント増加している。

総収支差額の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、5.7%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、総収支差額の医業収入合計に対する割合は7.7%であり、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上では5.2%であり、2.5ポイント増加している。

減価償却費の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、4.0%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、減価償却費の医業収入合計に対する割合は4.6%で、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上の病院では4.7%であり、0.1ポイント減少している。

給与費の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、50.2%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、給与費の医業収入合計に対する割合は50.0%で、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上の病院では53.9%であり、3.9ポイント減少している。

4 療養型病床群を有する診療所

(1) 病床数

1施設当たりの病床数は診療所総数で見ると17.8、療養型病床群60%以上の施設で見ると17.4である。

(2) 病床稼働率

平成11年3月中の1施設当たりの病床稼働率は、診療所総数で見ると82.0%、療養型病床群60%以上の施設で見ると83.4%である。

(3) 従事者数

10床当たり総従事者数は、常勤と非常勤（常勤換算）を合わせて、診療所総数、療養型病床群60%以上の施設とも11.3人である。そのうち、看護職員数は診療所総数では4.6人、療養型病床群60%以上の施設では4.9人である。また、看護補助職員数は診療所総数では1.6人、療養型病床群60%以上の施設では1.5人である。

(4) 収支状況（1施設当たり）

医療法人立診療所と個人立診療所とでは、診療所長の給料の取扱い等の会計の取扱いが異なるため、収支状況について単純に比較はできないが、調査結果を記述すると下記のようになる。

調査時点平成11年3月における施設事業収支差額の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では9.0%、個人立診療所では17.1%である。また、療養型病床群60%以上の診療所のうち医療法人立診療所では6.2%、個人立診療所では12.1%である。

経常利益の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では8.9%、個人立診療所では16.4%である。また、療養型病床群60%以上の診療所のうち医療法人立診療所では5.8%、個人立診療所では12.0%である。

総収支差額の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では9.4%、個人立診療所では16.4%*である。また、療養型病床群60%以上のうち医療法人立診療所では6.0%、個人立診療所では12.0%**である。

（個人立診療所の診療所長の給料を医療法人立診療所の診療所長と同額として同様の集計を行うと、個人立診療所の総収支差額の施設事業収益合計に対する割合は診療所総数では7.0%*、療養型病床群60%以上の診療所では△0.8%**となる。）

減価償却費の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では2.9%、個人立診療所では3.4%である。療養型病床群60%以上の診療所のうち医療法人立診療所では2.8%、個人立診療所では2.8%である。

給与費の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では42.8%、個人立診療所では33.9%である。療養型病床群60%

以上の診療所のうち医療法人立診療所では46.5%、個人立診療所では33.3%である。

III 各施設の換算要介護度の分布等について

1 換算要介護度分布について

(換算要介護度は「障害老人の日常生活自立度」及び「痴呆性老人の日常生活自立度」から換算したものである)

特別養護老人ホームにおいては、入所者のうち自立・要支援の者を合計した割合は5.7%である。また、要介護4の者の割合が25.6%ともっとも高い。

老人保健施設においては、入所者のうち自立・要支援の者を合計した割合は5.6%である。また、要介護3の者の割合が25.2%ともっとも高い。

療養型病床群を有する病院においては、入院患者のうち自立・要支援の者を合計した割合は5.6%である。要介護4の者の割合が27.3%ともっとも高い。

2 おむつ利用者の割合及びおむつ代

特別養護老人ホームにおいておむつを利用している者の割合は61.5%である。老人保健施設においては53.7%、療養型病床群を有する病院においては66.1%、療養型病床群を有する診療所においては28.9%である。

また、おむつ代について老人保健施設における利用料を見ると、一人当たりおむつ代は8,609円となっている。